

静岡県営吉田公園飲食サービス事業者募集要項

静岡県営吉田公園の指定管理者である特定非営利活動法人しずかちゃん(以下「NPO」という。)では、当公園の利便性向上のため飲食サービスの提供できる出店事業者(以下「出店者」という。)を募集します。

応募される方は、募集スケジュール(別紙1)及びこの募集要項並びに添付書類に記載の各事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 募集施設概要

- (1) 名称 静岡県営吉田公園
- (2) 所在地 静岡県榛原郡吉田町川尻 4036-2
- (3) 開園時間 午前8時～午後5時
- (4) 休園日 年末年始(12月29日から1月3日まで)
※南海トラフ地震注意情報等、大雨特別警報等及び緊急事態宣言の発令等により臨時休園する場合があります。
- (5) 来園者数 別紙2参照

2 飲食サービスの業務について

- (1) 店舗位置 静岡県営吉田公園管理棟内
- (2) 店舗面積 厨房 19.8 m²及び食堂 36.2 m² 合計 56 m²(別紙3参照)
- (3) 運営方法
出店者が自己の責任で運営を行うこと。運営から生じる利益・損失は全て出店者に帰属し、全ての経費は出店者が負担すること。
- (4) 契約
施設賃貸借契約の期間は、令和6年6月1日以降から令和7年3月31日までとし、運営等に問題・支障がない場合は、令和8年3月31日まで更新できるものとする。
なお、契約書(案)は、別紙4のとおりとする。
- (5) 営業日・営業時間
ア 営業日は、協議して決めるものとする。ただし、年末年始を除く、国民の祝日に関する法律で定められた休日は営業日とすること。
イ 営業時間は、原則として午前10時から午後4時とするが、詳細は出店者の提案により協議して決めるものとする。
- (6) 使用できる備品 別紙5参照
- (7) NPOからの指示事項
ア 公園の雰囲気合うようなメニューを設定すること。
イ 昼食時間帯には、原則としてランチ又は軽食メニューの販売に努めること。
ウ 昼食時間帯以外の時間においても、飲み物だけでなく軽食の販売にも努めること。
エ メニューや販売価格について、NPOからの要望も反映すること。
オ NPOの実施する施設関係の保守作業に協力すること。
カ アルコール類の提供は行わないこと。
キ 管理棟内は禁煙のため、店内も禁煙とすること。

(8) その他

店名表示の看板スタンド、メニュースタンド、のぼり旗の設置は来園者の妨げにならない範囲で認める。ただし、営業終了時にはその都度片付けること。

また、エアコンは設置されていないので、必要な場合は、自らの費用にて設置すること。

3 出店者の責任等

(1) 出店者が準備するもの

建物に付随しているもの及び設備一覧に記載された物以外に営業に必要なものは全て出店者が準備すること。

(2) 出店者が負うべき責任範囲

ア 店舗の清掃及び衛生管理

イ 営業に伴うゴミの収集及び廃棄

ウ 利用者からの苦情への対応・処理

(3) 店舗賃借料 月額 20,000 円

(4) 敷金 賃借料3か月分 60,000 円

(5) 光熱水費の負担

光熱水費については、使用実績に応じて負担すること。

(6) 電話設備

出店者が別途電話事業者と契約すること。

(7) 施設運営に要する消耗品

飲食喫茶の運営に伴い必要となる消耗品は（電球等）は出店者が負担すること。

(8) 収支状況の報告

出店者は年度（4月～3月）の事業運営の収支状況を翌年度5月末までにNPOに報告すること。

(9) 法令の遵守について

事業運営を行うに当たっては、法令を遵守すること。

ア 食品衛生法に基づく飲食店営業に係る「営業許可」の取得や「営業届出」の提出については、静岡県中部保健所に相談し、必要な手続きを行ってください。

なお、保健所に提出した「営業許可書」又は届出た「営業届」の写しを提出してください。

(10) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 出店者の責めに帰すべき事由による場合

NPOは、出店者の責めに帰すべき事由により事業運営を継続できないと判断した場合には、契約を解除できるものとする。この場合、出店者は、NPOに生じた損害を賠償する責を負うこととする。

イ 不可抗力による場合

災害その他の不可抗力による場合には、事業の継続についてNPOと出店者の間で協議を行い、その結果、事業の継続が困難と判断した場合には、NPOは契約を解除できるものとする。

ウ 現状回復等

契約が終了した場合又は契約が解除された場合には、出店者は契約開始前の状態に回復すること。また、事業運営期間のデータ等について提供すること。

(11) その他

- ア 売上金等の管理については、出店者の責任において行うこと。
- イ 事業運営に係る業務を第三者に再委託することや施設の目的外使用又は転借は行わないこと。
- ウ 店内の様様替え等を行う時は、事前にNPOに協議し承諾を得ること。

4 募集等の日程

- (1) 募集要項の配布 令和6年3月4日(月)～令和6年4月9日(火)
- (2) 現地見学 令和6年3月4日(月)～令和6年4月9日(火)
ただし、3月23日～31日は除く
- (3) 質問書の受付 令和6年3月4日(月)～令和6年4月9日(火)
- (4) 質問に対する回答期限 令和6年4月13日(土)
- (5) 申込書受付期間 令和6年3月11日(月)～令和6年4月9日(火)
- (6) 審査(書類・プレゼン) 令和6年4月21日(日)午後1時30分から
- (7) 出店事業者決定 令和6年4月22日(月)
- (8) 賃貸借契約締結 決定日から14日以内

5 応募資格

応募者は、法人又は個人として、次の項目すべてを満たすこと。

- (1) 飲食サービス出店に必要な資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 過去1年間、食品衛生法に基づく行政処分を受けたことがない者
- (4) 静岡県税に滞納がないこと。
- (5) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和6年3月4日(月)から令和6年4月9日(月)までの午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所 静岡県営吉田公園指定管理者特定非営利活動法人しずかちゃん事務局

7 現地見学

- (1) 実施日 令和6年3月4日(月)から令和6年4月9日(火)までの間で随時
ただし、3月23日(土)から3月31日(日)までの間は除く。
- (2) 申込方法
別紙6の現地見学申込書(様式第1号)をファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により提出すること。
- (3) 提出先
県営吉田公園指定管理者特定非営利活動法人しずかちゃん事務局
FAX:0548-33-2790、電子メール:info@npo-shizuka.com
- (4) 申込期限 令和6年4月8日(月)

8 質問及び回答

質問がある場合は別紙6の質問書(様式第2号)を提出してください。

- (1) 提出方法
ファクシミリまたは電子メールのいずれかの方法により提出し、提出時に必ず電話連絡すること。
来所又は電話での質問は受け付けられません。
- (2) 提出先
静岡県営吉田公園指定管理者特定非営利活動法人しずかちゃん事務局
FAX:0548-33-2790、電子メール info@npo-shizuka.com
- (3) 受付期間 令和6年3月11日(月)～令和6年4月9日(火)
- (4) 質問への回答期限 令和6年4月13日(土)
- (5) 回答方法
ファクシミリ又は電子メールにより、質問者及び現地説明会参加者全員に送付する。

9 申込書等の提出について

申請に当たっては、別紙7に掲げる書類を提出すること。

なお、提出方法は次のとおりとする。

- (1) 提出方法 事務局へ直接持ち込むか郵送により提出すること。
- (2) 提出先 県営吉田公園指定管理者特定非営利活動法人しずかちゃん事務局
- (3) 受付期間 (持ち込む場合)令和6年3月11日(月)から令和6年4月9日(火)までの午前9時から午後5時までの間
(注) 郵送の場合、書留郵便により令和6年4月9日(火)までに必着のこと。
※ ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めません。
- (4) 公募参加申込書及びその添付書類について、追加・変更及び再提出は認めません。
なお、提出された全ての書類又は電子媒体は返却しません。
- (5) 費用の負担
提出書類の作成、提出に係る費用等、応募に要する一切の経費は申込者の負担とする。

10 審査方法及び審査結果の連絡等

(1) 審査方法・審査日

理事会が、提出資料及びプレゼンテーションを審査して出店者を決定する。

ア 実施日時 令和6年4月21日(日)午後1時30分から(応募者には別途通知

する)

- イ 内 容 (ア) プレゼンテーション(15分以内)
応募理由、運営方針、セールスポイント等
(イ) 質疑応答(20分以内)

(2) 審査結果の連絡

審査結果は、令和6年4月22日(月)に応募者に直接連絡する。電話等での問い合わせには応じません。

11 出店が決定した場合の提出書類等

(1) 提出書類

ア 開店までのスケジュール(様式任意)

※ 開店は令和6年5月1日以降でNPOと調整すること。

イ 業務に従事する従業員の氏名(別紙10様式第5号)

ウ テーブル、イス等の什器を持ち込む場合の仕様、配置等(様式任意)

(2) その他報告書の提出

その他必要に応じて、管理運営状況についての報告書の提出を求めることがある。

(3) 報告書の内容の調査

提出された報告書の内容については、必要に応じてNPOが実地に調査し、又は必要書類の提出を求めて調査することがある。

13 問い合わせ先及び書類提出先

〒421-0302

榛原郡吉田町川尻 4036-2

県営吉田公園指定管理者

特定非営利活動法人しずかちゃん(担当:小泉)

電話番号:0548-33-1420 FAX番号:0548-33-2790

14 別紙・様式一覧

別紙1 募集スケジュール

別紙2 来園者数

別紙3 店舗位置

別紙4 契約書(案)

別紙5 備品一覧

別紙6 提出書類一覧

様式第1号 現地説明会申込書

様式第2号 質問書

様式第3号 静岡県営吉田公園飲食サービス出店申込書

様式第4号 誓約書

様式第5号 従業員配置計画表